

大仙市 議会 議長 古谷武美 殿

## 再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）の意見書の採択を求める陳情書

住民の生活を守る貴職のご活躍に敬意を表します。

さて、1966年6月、静岡県清水市（当時）でおきた一家殺害事件の犯人とされ、死刑が確定していた袴田巖さん（88歳）が、再審（裁判のやり直し）で、ようやく無罪判決を勝ち取りました。（2024年9月26日）。再審請求を始めてから43年以上かかったこととなります。

袴田さん再審無罪の余韻の冷めやらない10月23日、今度は福井女子中学生殺人事件で、犯人とされ服役を終えてから再審請求をしていた前川彰司さん（59歳）の再審開始が決まりました。事件発生から38年、再審請求を始めてから20年かかりました。

再審は、無実の人が法律で救済される最後の手段です。しかし再審請求を始めてから無罪になるまでに何十年もの年月を要し、自由も尊厳も奪われ、家族や親しい人たちとも切り離されたまま、取り返しのない歳月を人生から刻み取られた果てに、無罪になったとして、十分な救済といえるでしょうか。

袴田事件、福井女子中学生殺人事件の両事件では、捜査機関が隠していた証拠が裁判のやり直しの決め手となりました。袴田事件の第一次再審請求では、検察が証拠をいっさい提出しなかったため、再審が認められませんでした。第2次再審請求で、裁判所の勧告にしたがって検察がしぶしぶ提出してきた証拠によって、再審開始につながったのです。

また、やっと再審開始決定が出されても、検察が不服申し立てをすることで審理が長引き、数年から数十年という時間が費やされます。袴田事件では2014年3月の再審開始決定に対して検察が不服申し立てをして、裁判のやり直しが確定するまでに10年もかかっています。福井事件でも一度目の請求で高裁が開始決定したにもかかわらず、検察が異議申し立てをしたため取り消され、2度目の請求で再審開始につながるまでに20年もかかっています。

さらに現行の刑事訴訟法では、審理の進め方、証拠請求と開示、事実の取り調べ方法など、基本的なルールが定められていないため、裁判官によって審理の進め方、証拠請求と開示、事実の取り調べ方法など、基本的なルールが定められていないため、裁判官によって審理の進め方に大きな差異が生じ（再審格差）、何年も棚だらしにされる事件もあるほどです。

こうした実態に対し、再審法改正を求める意見書を採択した地方議会は650議会を超え、国会でも与野党の最高幹部を含む370人以上の議員で再審法の改正めざす議員連盟がつくられ、今国会での改正をめざして改正要綱案が発表されております。法務省も改正の諮問を行いました。こうした動きを地方から後押しをし、無実の者を誤った裁判から迅速に救済するために、下記事項について再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）の意見書を採択し、国に送付することをお願いいたします。

- 1、再審のためのすべての証拠を開示すること
- 2、再審開始決定に対する検察の不服申し立てを禁止すること
- 3、再審における手続きを整備すること

令和7年5月15日 再審法の改正をめざす秋田の会

〒010-0001 秋田市中通7丁目2-21 3F 電話・Fax 018-832-9766

弁護士 有働 悠一  秋田大学名誉教授 工藤 俊輔   
 県商工団体連合会会長 小玉 正憲  新婦人の会県本部会長 佐藤 絹子   
 元湯沢市長 鈴木 俊夫 

本会は、昨年11月、冤罪事件支援者を中心に結成され、各界の代表者の賛同を得て活動しています。  
 連絡は、担当事務局の佐々木  にお願ひします。



## 意見書案

### 再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）の意見書

1966年6月、静岡県清水市（当時）でおきた一家殺害事件の犯人とされ、死刑が確定していた袴田巖さん（88歳）が、再審（裁判のやり直し）で、ようやく無罪判決を勝ち取りました。（2024年9月26日）。再審請求を始めてから43年以上かかったこととなります。

袴田さん再審無罪の余韻のさめやらない10月23日、今度は福井女子中学生殺人事件で、犯人とされ服役を終えてから再審請求をしていた前川彰司さん（59歳）の再審開始が決まりました。事件発生から38年、再審請求を始めてから20年かかりました。

再審は、無実の人が法律で救済される最後の手段です。しかし再審請求を始めてから無罪になるまでに何十年もの年月を要し、自由も尊厳も奪われ、家族や親しい人たちとも切り離されたまま、取り返しよのない歳月を人生から刻み取られた果てに、無罪になったとして、十分な救済といえるでしょうか。

袴田事件、福井女子中学生殺人事件の両事件では、捜査機関が隠していた証拠が裁判のやり直しの決め手となりました。袴田事件の第一次再審請求では、検察が証拠をいっさい提出しなかったため、再審が認められませんでした。第2次再審請求で、裁判所の勧告にしたがって検察がしぶしぶ提出してきた証拠によって、再審開始につながったのです。

また、やっと再審開始決定が出されても、検察が不服申し立てをすることで審理が長引き、数年から数十年という時間が費やされます。袴田事件では2014年3月の再審開始決定に対して検察が不服申し立てをして、裁判のやり直しが確定するまでに10年もかかっています。福井事件でも一度目の請求で高裁が開始決定したにもかかわらず、検察が異議申し立てをしたため取り消され、2度目の請求で再審開始につながるまでに20年かかっています。

さらに現行の刑事訴訟法では、審理の進め方、証拠請求と開示、事実の取り調べ方法など、基本的なルールが定められていないため、裁判官によって審理の進め方に大きな差異が生じ（再審格差）、何年もたなごらしにされる事件もあるほどです。

よって、無実の者を誤った裁判から迅速に救済するために、下記事項について「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を行うことを要請します。

- 1、再審のためのすべての証拠を開示すること
- 2、再審開始決定に対する検察の不服申し立てを禁止すること
- 3、再審における手続きを整備すること

## 意見書提出先

- 内閣総理大臣 石破 茂 殿
- 法務大臣 鈴木 馨祐 殿
- 衆議院議長 額賀 福志郎 殿
- 参議院議長 関口 昌一 殿

以上